

令和3年度 第2回

酒田市国民健康保険運営協議会資料

酒田市健康福祉部国保年金課

酒田市国民健康保険条例等の一部改正について

1 改正の理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額、及び加算額について、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

出産育児一時金については、平成27年1月1日以後の出産から40万4,000円（本体部分）に、産科医療補償制度の掛金分1万6,000円を加算し、総額42万円を支給していますが、令和4年1月1日より、産科医療補償制度の掛金分が4,000円引き下げられることに伴い、出産育児一時金の本体部分の額を40万8,000円に、掛金分を1万2,000円に改めるものです。

なお、総額42万円の支給額に変更はありません。

	本体分	掛金分	合計
改正前	40万4,000円	1万6,000円	42万円
改正後	40万8,000円	1万2,000円	42万円
増 減	4,000円増	4,000円減	増減なし

※産科医療補償制度とは、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、出生した子が脳性まひとなった場合、子の保護者に補償金となる保険金を支払うもので、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営しています。

3 施行期日

令和4年1月1日

酒田市国民健康保険条例対照表

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p>

酒田市国民健康保険規則対照表

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第 6 条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>1 万 6,000 円</u>を加算する。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第 6 条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>1 万 2,000 円</u>を加算する。</p>

仮算定による令和4年度国保事業費納付金について

1 県が示した仮係数による令和4年度国保事業費納付金

	R4年度 県納付金（仮）	R3年度 県納付金（確定）	増減額
医療分	1,687,697,367円	1,683,333,563円	4,363,804円
後期高齢者支援金分	613,611,612円	608,339,044円	5,272,568円
介護納付金分	183,704,276円	204,589,170円	▲20,884,894円
合計	2,485,013,255円	2,496,261,777円	▲11,248,522円

⇒医療分と後期高齢者支援分については、令和3年度確定納付金と比較して、4～5百万円ほど増加しているが、介護納付金分については、約2,000万円減となっているため、全体としては約1,100万円減。

2 今後の収支見通しについて（現行税率）

【単年度収支の見通し】…県から提示された令和4年度仮納付金に基づいて試算 <単位：千円>

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
▲371,754	▲224,628	▲232,982	▲237,165	▲241,171	▲245,325

⇒県から提示された令和4年度仮納付金が前年度確定比▲約1,100万円減少することに伴い、令和4年度以降、昨年度の見通しより毎年度2,000万円以上赤字幅が縮小。

【基金残高の見通し】…年度末残高見込み

<単位：千円>

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
2,121,139	1,896,511	1,663,529	1,426,364	1,189,199	948,028

⇒第2期の山形県国民健康保険運営方針（令和6～11年度）の中間見直し年となる令和8年度において、条例上の基金残高の目安（約10億円）を約5,000万円下回る見込み。

<参考>【令和3年度税率改正時の見通し】

<単位：千円>

	R3年度	R4年度	R5年度
単年度収支	▲285,873	▲268,257	▲262,809
基金残高	1,891,327	1,623,070	1,360,261

3 今後のスケジュール

○令和4年1月上旬

- ・県が確定係数による令和4年度納付金及び標準保険料率を市町村へ通知

○令和4年2月上旬

- ・国保運営協議会

山形県国民健康保険連絡調整会議各作業部会における議論経過について

1. 令和3年度の取組みについて

令和2年度に「山形県国民健康保険運営方針」の中間見直しが行われ、県では

- ①保険税（料）水準の統一に係る議論
- ②市町村事務標準化の推進

を図るための2つのワーキンググループ

- ①財政運営安定化部会
- ②事務標準化推進部会

を立ち上げた。本市は、②事務標準化推進部会の構成員となっている。

■開催状況

財政運営安定化部会の開催（R3.5.19、7.14、9.27）

事務標準化推進部会の開催（R3.6.16、8.24、12.21（予定））

令和3年度 第1回山形県国民健康保険連絡調整会議事務レベル検討会

（R3.10.14）

令和3年度 第1回山形県国民健康保険連絡調整会議（R3.11.24）

2. 財政運営安定化部会における議論経過について

保険税（料）水準の統一に向けた議論

将来的な保険税水準の統一を視野に、本方針に定める医療費適正化や収納率向上の取組みを一層推進するとともに、本県における統一の範囲、目標年次、前提条件等の具体的な事項について、県と市町村による議論を深め、次期運営方針に議論の結果を反映する。（山形県国民健康保険運営方針より）

■部会での合意事項

①統一方法について

山形県では「納付金ベースの統一」を目指す。

→納付金に市町村間の医療費水準の差異などを反映しないことでの統一

＝医療費部分の相互扶助の実現

②理由

- ・統一の理念である「相互扶助」が必要な範囲は医療分であること。
- ・各市町村の裁量が確保されること。
（地方単独医療費助成事業、税率決定等）
- ・協議、合意すべき事項が少なく、円滑な移行が可能であること。

③今後の流れ

次期運営方針の対象期間終期である令和11年度までに納付金ベースの統一を実現することとし、令和7年度から令和11年度にかけて段階的に医療費指数反映係数 α の値を0に近づけていく。

※医療費指数反映係数 α

納付金の算定にあたり、各市町村の医療費水準の差をどの程度、納付金の割当てに反映させるかを設定するための係数。山形県では現在 $\alpha = 1$ （最大値）としている。

④統一にあたっての前提条件等

- ・ 県繰入金による激変緩和策
- ・ 医療費適正化のインセンティブ措置
- ・ 市町村の医療費適正化に向けた取組みへの支援

等を実施し、市町村間の医療費水準の格差解消に努めながら統一を進めていく。

3. 事務標準化推進部会の経過について

事務の標準化に向けた取組み

県と市町村は、各市町村における各種事務の実施状況や運用方法を踏まえ、共同して市町村事務の標準化に取り組むものとする。（山形県国民健康保険運営方針より）

■部会の取組み内容

令和5年度まで計10回にわたり事務標準化推進部会を開催し、事務提要の改定を進める。

■国民健康保険事務提要 改定作業について

- (1) 原則として現行の事務提要のメンテナンス作業とする。
- (2) 改定版の事務提要においては、現行版で参考掲載している国通知の類は原則として削除し、「説明文」のみ最新の情報に更新する。
- (3) 過去に市町村から県に照会された質問票をもとに、各章末尾に「Q&A集」を追加掲載する。

■事務標準化に向けた動向

山形県柔道整復施術療養費適正化事業（令和4年度新規事業）

- ・ 県を事業実施主体とする県単位の契約を行うことで、県内全市町村において柔道整復療養費の二次点検及び患者調査を行えるようにし、療養費の支給の適正化を図るもの。